

## 1 調査方法

調査方法	概要
(1) 井戸水使用の現況確認業務	井戸登録の実績がある世帯を2か月に1回訪問し、井戸水使用状況を確認します。
(2) 排水設備接続調査	下水道整備区域内の世帯を訪問して、下水道への接続の有無を確認します。
(3) 他課の井戸関係データに基づく調査	データの中から、下水道整備区域内で下水道使用料をまだ賦課していない事業所について調査を行います。

## 2 調査結果（平成30年10月1日～平成31年3月31日までに調査したものを掲載）

原因の所在	原因等	件数	発生時期
使用者側	(1) 無届工事による未賦課	10件	H25年度以前：10件
	(2) 使用開始届の未提出（井戸水）による未賦課	8件	H25年度以前：3件 H27～29年度：5件
	(3) 申請内容の不備等による未賦課（※注①）	14件	H25年度以前：13件 H29年度：1件
当局側	(4) 事務手続き上の不備による誤賦課（※注②）	7件	H25年度以前：7件
合計		39件	

【※注①】 申請内容の不備・・・使用開始届に井戸水使用等の記載がなかったため、未賦課が発生したもの

【※注②】 誤賦課の原因・・・上水道を使用し、下水道への排水がない水栓に対し誤って賦課していたもの